

2011年11月21日

審判員有資格者各位

特定非営利活動法人日本ライフセービング協会
競技運営・審判委員会
委員長 塚本 隆之

認定審判員の研修会に代わるレポート課題等について

平素は日本ライフセービング協会（JLA）の審判員活動にご協力頂きまして厚く御礼申し上げます。さて、以下の通り審判員研修会に代わるレポート課題を公表いたしますので、該当する審判員の方は、レポートの提出をお願いします。

資格の更新とレポート課題対象者について

審判員が資格を更新するためには、次の条件が必要となります（規定第5条、7条、8条参照）。

- ① 審判員は、任期中、JLA 個人一般会員費（1回／年）、個人正会員費（1回／年）もしくは高校生会員費（1回／年）を、必ず納めなければならない。
- ② 審判員は、任期中の資格登録料（1回／任期）を納期までに納入しなければならない。
- ③ 審判員は、任期中に1回は競技運営・審判委員会が開催する研修会に参加しなければならない。
- ④ 審判員は、任期中に1回は本協会主催または公認する競技会に審判員として参加しなければならない。やむを得ない理由で任期中にその任にあたらなくても、本協会の競技の普及・発展に特別に寄与したと本協会競技運営・審判委員会が認めた者は資格の更新ができる。

上記4項目がなされない場合は、審判員資格が失効するため、審判員としての活動ができなくなると同時に、それ以前の審判員としての履歴が記録として残りませんのでご了承下さい。
なお審判員は、以下の要領でレポート提出を行うことにより研修会参加とみなします。

2011 年度研修会に代わるレポート課題提出要領

■ 対象：

2011 年度（2012/03/31）で審判員資格の任期が終了し、2012 年度から審判員資格の更新を行う審判員有資格者

■ 方法：

① JLA ホームページ（委員会＞競技運営・審判委員会）より「認定審判員研修レポート課題」をダウンロードし、レポートを作成してください。

② <レポート作成の際の参考資料>

■ 「ライフセービング競技規則 2010 年版」

※競技規則 2010 年版はホームページ（委員会＞競技運営・審判委員会）からダウンロードできます。

■ 「競技運営マニュアル 2008 年版」

③ 提出期限内に、レポート課題の書式を用いて原則として E-mail で提出にご協力下さい。

※E-mail での提出が難しい場合は郵送にて提出して下さい。

<提出期限>

① E-mail：2012年2月29日（水）24：00まで

② 郵送：2012年2月29日（水）消印有効

<提出先>

① E-mail：compe@jla.gr.jp 競技運営・審判委員会宛

（件名 「2011 研修会に代わるレポート課題提出」氏名：●●●●●）

② 送付：〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 1F

日本ライフセービング協会 競技運営・審判委員会 行

<以下参考>

認定審判員の昇格申請について

A 級、B 級への昇格手続きは、条件を満たした方が競技運営・審判委員会に申請を行うこととなっております。昇格申請を希望する方は、以下の申請手続きをご確認の上、申請用紙とともにレポートを提出してください。

<A 級および B 級認定審判員への昇格申請手続き>

- ① 昇格のための条件は、審判員規定の通りです。条件を満たしているか確認が必要な方は、日本ライフセービング協会事務局、競技運営・審判委員会宛にメールで問い合わせてください。
- ② 昇格のための条件を満たしている方で、昇格申請を希望する方は、JLA ホームページ <http://www.jla.gr.jp/kyogi/judge-regulation09.pdf> より申請用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、レポートとともに提出してください。

<提出書類>

■申請用紙：JLA ホームページよりダウンロードして必要事項を記入

■レポート：課題 A 級審判員申請者「審判長の役割について」
B 級審判員申請者「競技別審判長の役割について」
書式他 A4 横書き ×2 枚以上（字数は自由）

■提出方法：E-mail：compe@jla.gr.jp 競技運営・審判委員会宛

（件名 「認定審判員の昇級申請」氏名：●●●●）

郵送：〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 1F

日本ライフセービング協会 競技運営・審判委員会行

- ③昇格の申請は、原則として毎年 2 月末日までに行うこととし、毎年 3 月に競技運営・審判委員会が審査します。2 月末日までに、申請用紙およびレポートの提出をお願いします。
- ④昇格条件を含む審判員規定は、JLA ホームページでご覧ください。
<http://www.jla.gr.jp/kyogi/judge-regulation09.pdf>

以上